**旭ヶ丘第１配水池更新基本設計業務委託**

**特記仕様書**

1. 業務の適用範囲

　本業務委託（以下、業務という）は、「水道施設設計業務委託標準仕様書、多治見市水道工事標準仕様書、多治見市水道工事設計基準、岐阜県　農政部・林政部・県土整備部・都市建築部設計業務委託共通仕様書、地質・土地調査共通仕様書、測量作業共通仕様書」のほか本特記仕様書に基づき実施するものとする。

1. 業務目的

　本業務は、令和４年度に実施した多治見市水道事業基本計画策定業務委託のうち、旭ヶ丘配水池・高根配水池の統廃合について、旭ヶ丘第1配水池を更新するための基本設計を行うものである。基本条件の確認、維持管理方法の比較検討、配置計画検討、施設の比較検討、水埋検討、施工方法の比較検討を行い、施設の基本的構造等の決定を行うとともに、施設の詳細設計にあたり必要となる調査、比較検討及び留意事項を抽出することを目的とする。

1. 業務内容
   1. 設計協議

着手・中間（２回）・最終の計４回を標準とする

* 1. 現地調査

１回、３工種

* 1. 既存資料収集・整理

３工種

* 1. 配水池施設

有効水量5800ｍ3

1. 配置技術者の資格等

　本業務には管理技術者を定める。

管理技術者として、技術士【上下水道部門（上下水道及び工業用水道科目又は、総合技術管理部門（上下水道―上水道及び工業用水道科目】又は、シビルコンサルティングマネージャー（上水道及び工業用水道部門）の資格保有者を配置し、業務の全般にわたり技術的管理を行うこと。

1. 成果品

　本業務の成果品および部数は下記に示すとおりとする。

（報告書および製本物には表面及び背表紙に年度、業務名、請負者名等を明記すること。）

　（１）報告書（A４ドッチファイル）　　３部

　（２）設計資料、図面関係、その他必要と思われるもの。

　（３）上記の電子ファイルを格納したCD-ROM　　正１部

※岐阜県電子納品要領及び岐阜県電子納品運用ガイドラインに従い作成すること。

1. その他

・令和４年度に実施した多治見市水道事業基本計画策定業務委託の内容を確認し、必要に応じ再整理すること。

・詳細設計がスムーズに実施出来るように課題となる項目や留意事項、必要な調査、スケジュールを報告書で分かりやすくまとめて報告すること。

・設計協議は必要があればその都度行うこと。

・試掘や本仕様書外の調査が必要な場合は、協議書等にて協議及び提案を行うこと。

・自動車、施工機械の使用にあたっては、環境に配慮した仕様に努め、無用な使用を

出来るだけしないように心がけること。

・業務完了時の提出書類等は、環境や再利用の観点から両面印刷等に心がけること。

・業務を施工するにあたり、購入やレンタルする必要がある物品については、環境

に配慮して極力グリーン購入法に適応したものを活用するよう努めること。

・清掃等周辺環境美化に努めること。

・業務全般にわたり省電力、省エネルギーに努めること。

・上記のほか、受注者として環境に配慮する計画があれば業務着手時に、書面にて

提出すること。

・受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある

・受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間

内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を

請求することができる。

・この特記仕様書に定めがない事項については、発注者と受注者が協議を行い決定

するものとする。